

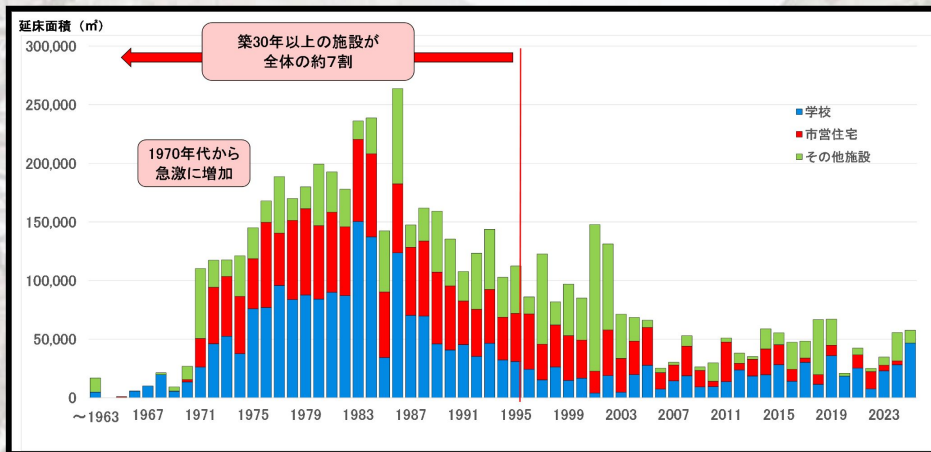
公共施設マネジメントの 基本的な方針について

財政局財政部公共施設マネジメント担当課

1 公共施設マネジメントに取り組む必要性について

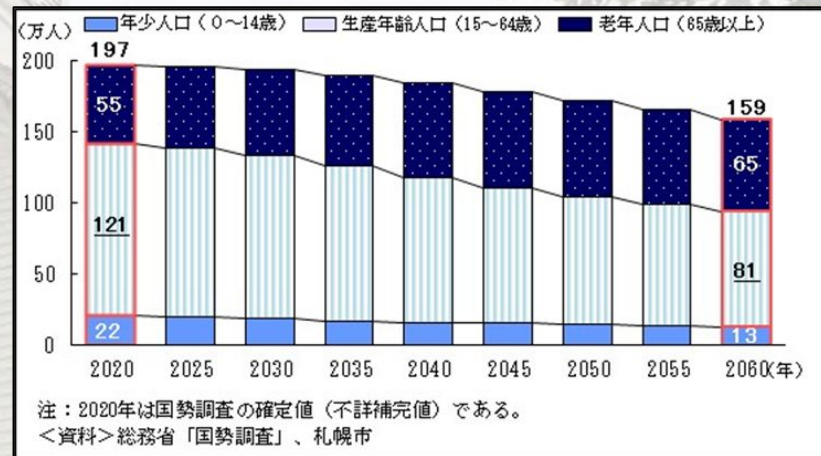
札幌市は1972年(昭和47年)の政令指定都市移行と冬季オリンピック開催を契機に都市基盤が急激に発展し、公共施設が急激に増加しました。その結果、築30年以上経過した施設が全体の約7割を占めており、現在施設更新のピークを迎えています。

【公共施設の築年別整備状況(令和6年度(2024年度)末現在)】



また、令和2年(2020年)の国勢調査の結果を基に算出した札幌市の将来推計人口は、令和42年(2060年)には159万人になり、令和2年の197万人と比べ、38万人減少すると推計されています。

【札幌市の人口の将来見通し(各年10月1日現在)】



今後の人口減少に対応し、公共施設数の適切な管理や市民サービスの維持・向上を図るため、

- ・今ある施設をそのまま更新するのではなく、複合化や多機能化
- ・行政としての役割が低下した施設などの廃止 など

公共施設マネジメントの取組を進めていく必要があります。

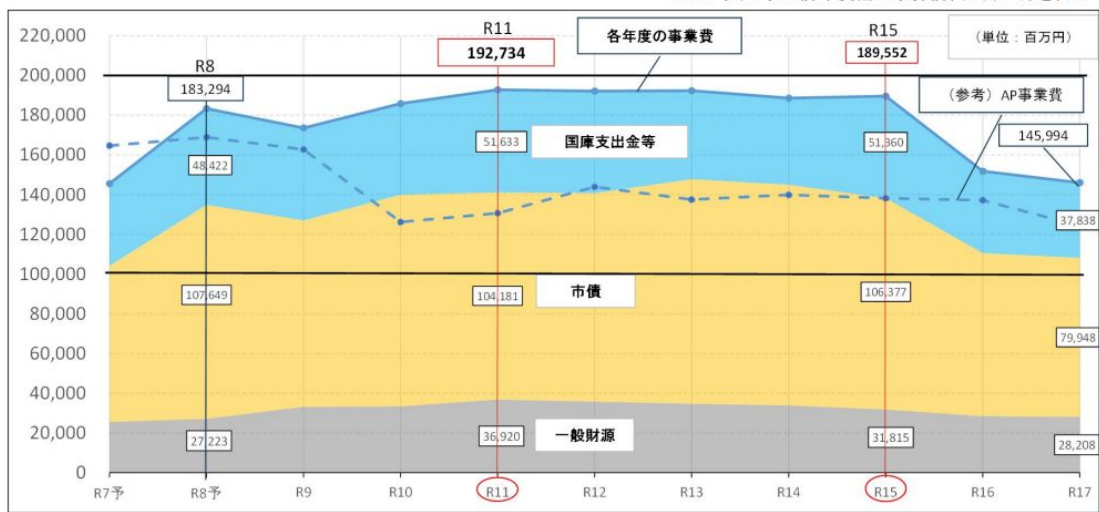
2 今後の財政状況について

令和8年1月28日に公表した「札幌市の今後の財政運営について（今後10年間の財政推計）」にあるとおり、今後の財政運営の推計を行うため、主な建設事業の規模が財政運営に与える影響を推計しました。

既存の公共施設の更新や、すでに事業決定されている施設整備など、今後見込まれる建設事業をすべて実施した場合の今後の事業費について一定の仮定(※)の下試算すると、令和11年度が事業費のピーク(R8予+9,440百万円)となり、令和15年度まで高止まりの状況が続く見通しです。

○令和8年度以降の建設事業と財源の推移

※R7予、8予は前年度補正予算前倒し計上分を含む



※仮定の内容

札幌市が既に事業決定または事業着手している一部の事業を除き、事業実施の是非、時期または費用が未定・未精査であり、法定耐用年数や施設の老朽化度合から目安の時期・期間を仮置きし、類似施設の取得価格などを参考とした試算額を均等割で計上するなどして作成した仮定額

※参照「札幌市の今後の財政運営について(今後10年間の財政推計)P.10」

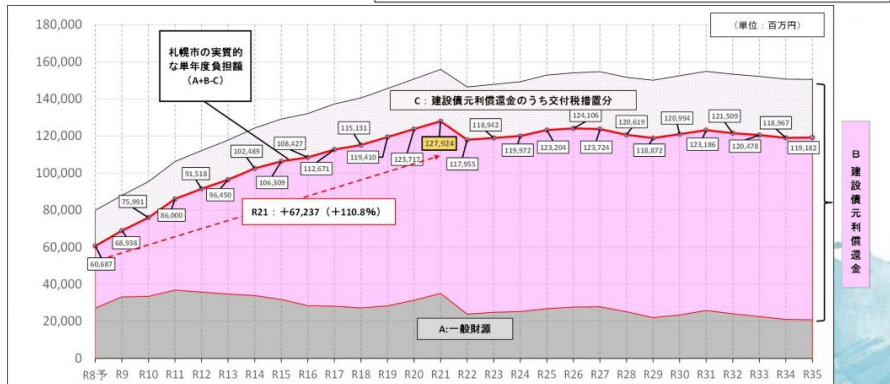
2 今後の財政状況について

事業費の増加に伴い、今後の市債(公債)の発行額と償還額が膨らみ、札幌市が実質的に負担する費用は、令和21年度に1,279億円(令和8年度と比べて2.1倍)でピークを迎えます。

公債費を含む経費全てを積み上げた結果、何も手立てを講じなければ令和13年度(5年後)には、毎年度歳入歳出の差分に充当するために活用している「活用可能基金残高」が枯渇する見込みとなりました。

〇札幌市の実質的な各年度の負担額

建設事業が今後の公債費に与える影響を加味して、各年度の公債費も含めた実質的な負担額を推計しました。

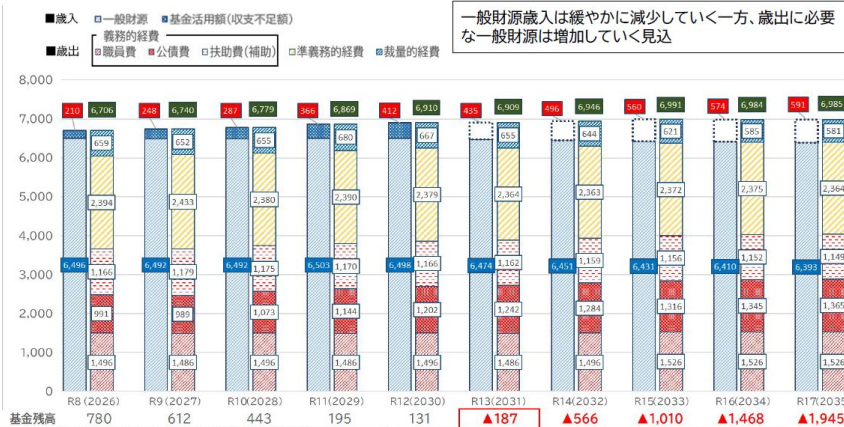


- 建設事業の実施には市債を発行しますが、その償還金の一部が地方交付税で措置されます。
- 札幌市が実質的に負担する費用は、各年度の一般財源(A)と、建設債元利償還金(B)から交付税措置分(C)を除いた額です。
- 事業費の増に伴って市債の発行額・償還額が膨らみ、その影響は長く続きます(市債は30年間かけて償還するため)。令和21年度に1,279億円(令和8年度と比べ+110.8%)でピークを迎え、その後も同程度の負担が継続します。

※参照「札幌市の今後の財政運営について(今後10年間の財政推計)P.11」

一般財源の推計

前項の経費の分類に基づき、令和17年度(10年間)までの一般財源における推計を実施しました。



➤この結果、令和13年度(5年後)には、活用可能基金残高が枯渇する見込みです。

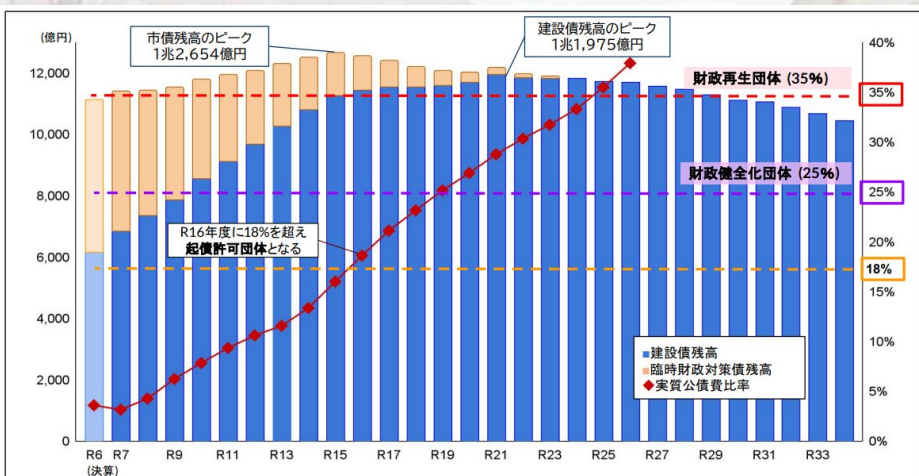
※活用可能基金残高=財政調整基金、まちづくり推進基金(現金分)、土地開発基金(現金分)の合計

※参照「札幌市の今後の財政運営について(今後10年間の財政推計)P.5」

2 今後の財政状況について

財政状況の改善に向けた対策を行わなければ、自治体の財政の健全性を示す指標である実質公債費比率が急速に悪化し、

- ・令和16年度:18%を超え、起債許可団体に ※1
 - ・令和19年度:25%を超え、財政健全化団体に ※2
 - ・令和25年度:35%を超え、財政再生団体に ※3
- なる可能性があります。



※令和13年度に財政調整基金等が枯渇するため、その後は将来の市債の償還に備えて積み立てている減債基金を収支不足に充てた場合の試算

※参照「札幌市の今後の財政運営について(今後10年間の財政推計)P.12」

公債費に繋がる建設事業費は、見直しが可能な裁量的経費として分類されています。

建設事業費抑制のため、施設の長寿命化や複合化などの取組を一層進めていく必要があるほか、今後真に行政が担い続けるべき施設の役割や規模を見極め、限られた財源を集中していく必要があります。

については、次ページに記載した方針を基に進めてまいります。

※1 起債許可団体

・・・公債費負担適正化計画策定が義務付けられ、市債の発行が許可制になる

※2 財政健全化団体

・・・財政健全化計画が義務付けられる

※3 財政再生団体

・・・国の指導の下、財政再生計画に基づき厳しくサービス水準などを見直さなければならない

いづれにしても、どの段階でも自由な行政運営はできなくなり、サービス水準を見直さなければならない

3 公共施設マネジメントの今後の基本的な方針について

本市の今後の公共施設マネジメントの取組について、以下の方針を基に進めてまいります

いずれの方針も次期計画において明記する想定

(1) 行政としての役割が低下している施設の廃止・停止の検討

社会情勢の変化に伴う民間事業者のサービス参入などにより、施設設置当初の意義が薄れた結果、行政としての役割が低下した施設については、廃止・一部機能の停止・民間事業者への売却・事業譲渡の検討を進めてまいります。

(2) 利用者数の減など費用対効果が低下している施設の廃止・停止の検討

市の施設の一部では、様々な要因から利用者数が減少し、収支の赤字が拡大した結果、費用対効果が低下している施設があることから、廃止・一部機能の停止を含めた検討を行い、維持すべき施設に財源を集中してまいります。

(3) 改築や大規模改修が必要な施設の存続の検討

改築や大規模改修の前に一度立ち止まり、現状の規模や施設数での存続を前提にするのではなく、市として維持運営していくことが本当に必要な機能か、ゼロベースで検討し、施設の存続の是非を判断してまいります。

(4) 施設の複合化・長寿命化の更なる推進

コスト低減につながる施設の複合化・長寿命化の取組を一層進めてまいります。なお、複合化の検討にあたっては、分野が異なる、または、これまでに複合化の事例がない種別の施設であっても、複合化を第一に検討してまいります。

(5) 新築・改築・改修にかかる建設事業費平準化の更なる推進

市の財政負担の集中を避けるため、計画的な保全改修や更新が予定される事業であっても、実施の先送りやペース抑制を図るとともに、スペックや仕様の見直しによるコスト縮減を図り、建設事業費の更なる平準化を進めます。

【(1)～(5)を進めるにあたっての見直し検討ラインの設定】

公共施設マネジメントの更なる推進のため、上記の基本方針に基づいた見直し検討ラインを設定し、これを満たさない施設については、廃止検討の対象とする予定です。

4 次期公共施設マネジメント計画改定スケジュールについて(R8)

令和8年度に開催予定の公共施設マネジメント推進委員会・幹事会における議論の内容を次期公マネ計画に反映する (令和9年度末までに策定予定)

